

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年1月20日)

【 件 名 】

- 1 年末の総合相談窓口の開設結果について
(福祉保健課) …… 1
- 2 第3期鳥取県障害福祉計画(素案)の概要について
(障がい福祉課) …… 2
- 3 鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン(平成24～26年度)(鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画)の策定状況等について
(長寿社会課) …… 6
- 4 岡山大学病院三朝医療センターの存続について
(医療政策課) …… 12

福祉保健部

年末の総合相談窓口の開設結果について

平成24年1月20日
 福祉保健課
 くらしの安心局住宅政策課
 雇用人材総室労働政策室
 経済通商総室経営支援室

求職中や生活に困窮している方及び資金繰りで悩んでいる中小企業の方へ、行政機関等が業務を停止している年末の期間に、鳥取県社会福祉協議会と共催で「年末の総合相談窓口」を開設しました。その結果は、以下のとおりです。

1 日時

12月29日(木)～30日(金) 8:30～17:15

※中部会場については、12月31日(土)も開設

2 場所

県内3か所(県庁、中部総合事務所、西部総合事務所)

3 結果

- ・相談件数は延べ42件。(相談者29人) ※前年度は延べ26件(相談者18人)
- ・うち三洋CE(株)に関連するものは該当なし、プロフ精密(株)に関連するものは2件。
- ・職業相談及び生活相談(生活保護等)が目立った。

会場	職業	生活福祉 資金等	生活 保護	住宅	制度 融資	その他	計	うち	うち
								三洋CE	プロフ精密
県庁	6件	3件	6件	2件	2件	3件	22件	0件	0件
中部総合事務所	4件	3件	1件	1件	0件	1件	10件	0件	2件
西部総合事務所	1件	2件	2件	2件	2件	1件	10件	0件	0件
計	11件	8件	9件	5件	4件	5件	42件	0件	2件

【参考】

上記に先立ち、三洋CE等厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、12月26日(月)～28日(水)、鳥取労働局、県、鳥取市、倉吉市及び米子市などが合同で、「仕事とくらしの年末特別相談会」を開催しました。その結果は、以下のとおりです。

- ・相談件数は延べ28件。(相談者25人)
- ・うち三洋CE(株)に関連するものは15件、プロフ精密(株)に関連するものは該当なし。
- ・三洋CE離職者からの職業相談が目立った。

会場	労働	職業	年金	多重 債務	計	うち	うち
						三洋CE	プロフ精密
鳥取市役所	4件	12件	5件	0件	21件	15件	0件
倉吉市役所	1件	1件	0件	0件	2件	0件	0件
米子市役所	2件	1件	1件	1件	5件	0件	0件
計	7件	14件	6件	1件	28件	15件	0件

第3期鳥取県障害福祉計画（素案）の概要について

平成24年1月20日
障がい福祉課

第3期鳥取県障害福祉計画については、鳥取県障害者施策推進協議会及び鳥取県地域自立支援協議会において、意見を伺い、計画（素案）を取りまとめましたので報告します。今後、県民の皆様から広く意見を聴くため、1月下旬からパブリックコメントを開始する予定です。

1 「鳥取県障害福祉計画」の位置付け

(1) 根拠及び目的

障害者自立支援法第89条第1項の規定に基づく法定計画。

(2) 計画期間

平成24年4月から平成27年3月までの3か年間。

2 見直しのポイント

○平成23年8月に改正された障害者基本法の目的を踏まえて策定

○第2期計画に規定した施策の評価を行うとともに、第2期計画の実績を踏まえ数値目標及びサービスの見込量を設定

○圏域ごとの障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備方針を策定

3 計画の基本理念

平成23年8月の障害者基本法の改正により規定された「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現には、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することが必要である。本県が目指すべき姿を実現するため、次のような基本理念に立って、必要な障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業等のサービス提供体制を計画的に整備するため、鳥取県障害福祉計画を定める。

(1) 障がいのある人の人権の保障－ニーズ及び自己選択・自己決定の尊重

(2) 地域における安心で豊かな生活の保障－地域生活への移行の促進及び入所・入院の縮減適正化を実現する地域生活支援の拡充

(3) 働くことによる社会参加と自己実現等の保障－就業支援等の強化

(4) 県と市町村等との連携

4 計画の数値目標（抜粋）

国の障害福祉計画に当たっての基本指針で示されている平成26年度の数値目標の設定事項のうち、主なものについて、次のとおり数値目標を設定

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数については、平成17年10月から5年間において、平均41名の方が地域移行しており、第3期は、その伸びを鈍化させることのないよう、同様の伸びを基本とし、新体系への移行期限を考慮し404人（第3期中128人）と見込む。

入所者の削減数については、平成17年10月から平成22年度までの伸びが鈍化することのないよう、同様の伸びを基本として市町村間の調整を行った上で241人（第3期中63人）と設定。

項目	数値	数値等の説明												
現入所者数														
基準入所者数	1,225人(a)	平成17年10月1日の数(身体・知的)												
地域生活移行者数		平成17年10月1日から平成26年末までの施設入所から自宅、グループホーム等へ移行する者の数												
【目標値】 地域生活移行数	404人(b) (△33.0%)(b/a)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値</th> <th>実績(又は見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>200人 (17/10~24/3)</td> <td>132人 (17/10~21/3)</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>212人 (17/10~24/3)</td> <td>276人 (17/10~24/3見込)</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>404人 (17/10~27/3)</td> <td>※第3期期間中に128人 (平均伸び率等により算出)</td> </tr> </tbody> </table>		目標値	実績(又は見込)	第1期	200人 (17/10~24/3)	132人 (17/10~21/3)	第2期	212人 (17/10~24/3)	276人 (17/10~24/3見込)	第3期	404人 (17/10~27/3)	※第3期期間中に128人 (平均伸び率等により算出)
	目標値	実績(又は見込)												
第1期	200人 (17/10~24/3)	132人 (17/10~21/3)												
第2期	212人 (17/10~24/3)	276人 (17/10~24/3見込)												
第3期	404人 (17/10~27/3)	※第3期期間中に128人 (平均伸び率等により算出)												
目標年度入所者数	984人(c)	平成26年度末時点の利用見込人員												
縮減見込者数		平成17年10月1日から平成26年度末までの施設入所者縮減者数												
【目標値】 縮減見込者数	241人(d=a-c) (△19.7%)(d/a)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値</th> <th>実績(又は見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>167人 (17/10~24/3)</td> <td>113人 (17/10~21/3)</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>180人 (17/10~24/3)</td> <td>178人 (17/10~24/3見込)</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>241人 (17/10~27/3)</td> <td>※第3期期間中に63人 (平均伸び率等により算出)</td> </tr> </tbody> </table>		目標値	実績(又は見込)	第1期	167人 (17/10~24/3)	113人 (17/10~21/3)	第2期	180人 (17/10~24/3)	178人 (17/10~24/3見込)	第3期	241人 (17/10~27/3)	※第3期期間中に63人 (平均伸び率等により算出)
	目標値	実績(又は見込)												
第1期	167人 (17/10~24/3)	113人 (17/10~21/3)												
第2期	180人 (17/10~24/3)	178人 (17/10~24/3見込)												
第3期	241人 (17/10~27/3)	※第3期期間中に63人 (平均伸び率等により算出)												

※地域生活移行数の割合「△33%」、縮減見込者数の割合、「△19.7%」は、それぞれ国の基本指針「△30%以上」、「△10%以上」を上回っている。

《施策の基本的方向》

○住まいの場の確保

- ・グループホーム等の確保、運営支援、あんしん賃貸支援事業の推進(今回追加)

○日中活動の場の確保

- ・利用者サービスの向上等に必要となる改修等の支援など必要なサービス基盤の整備

○障害福祉サービスの充実

○相談支援体制の確保

- ・総合的な相談等を行う「基幹相談支援センター」の設置促進等、相談支援体制の充実

○啓発・広報活動の強化

- ・あいサポート運動の推進等(今回追加)

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

第2期計画では、退院可能精神障がい者の地域移行者数と「精神障害者地域移行特別対策事業」実施による退院者数を目標値としていたが、第3期計画では、精神科病院からの退院、地域移行の促進と社会的入院の解消をさらに進めていくため、より具体化した目標値を設定。

入院患者全体について、入院後1年未満の入院者の平均退院率を、平成16年に国の定めた「改革ビジョン」により達成目標としている76%を数値目標として設定。

また、特に退院に結びつきにくいとされ増加傾向にある長期高齢の精神障がい者の退院を促進するため、65歳以上かつ統合失調症の在院患者の削減数を30人として目標値を設定。

項目	数値	数値等の説明
1年未満入院患者の平均退院率		新規入院患者のうち、入院後1年までの各月の退院者の割合を平均したもの
平成20年度の平均退院率	69%	
【目標値】 平均退院率	76%	20年度69%(直近データ)より1割増とする。 69%×1.1=76%(=国「改革ビジョン」達成目標)
65歳以上かつ統合失調症の在院患者の削減数		精神科病院の在院患者のうち、統合失調症患者で、地域移行などにより減少を目指す数
【目標値】 削減数	30人	平成21年度から23年度で、在院患者が1年間でおよそ10名ずつ増加していることから、在院患者を増加させないための数

《施策の基本的方向》

- 地域生活支援の充実
 - ・地域で安心して暮らせる体制の整備等
- 医療の質の向上（早期発見、支援体制の確立）
 - ・救急医療の体制整備による早期に地域生活に戻ることでできる体制づくり
- 精神疾患・障がいに対する知識の普及・啓発
 - ・精神疾患障がいについての正しい知識の普及
- 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業（旧精神障害者地域移行支援特別対策事業）
 - ・医療機関、障害福祉サービス事業所等への地域移行に関する情報提供による地域移行のための理解促進、地域移行に必要な障害福祉サービスの創設等の働きかけ

(3) 福祉施設等から一般就労への移行数

一般就労へ移行する者は、年々増加しているが、第1期及び第2期計画の目標である64人を達成していない現状のため、引き続き64人を目標値として設定。

項目	数値	数値等の説明
年間的一般就労移行者数		1年間に福祉施設を退所し一般就労した者の数
基準とする一般就労移行者数	年間12人(a)	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 一般就労移行者数	年間64人(b) (5.3倍)(b/a)	第1期計画、第2期計画と同じ年間64人
第1期計画中の平均移行者数	年間19人(c) (1.6倍)(c/a)	平成18年度11人、平成19年度27人、平成20年度18人
第2期計画中の平均移行者数	年間56人(d) (4.7倍)(d/a)	平成21年度58人、平成22年度53人

※一般就労移行者数「5.3倍」は、国の基本指針「4倍以上」を上回っている。

《施策の基本的方向》

- 本人や保護者への就業支援
 - ・施設外就労の実施の促進
- 事業主への障がい者雇用の啓発
 - ・企業訪問等による企業トップへの障がい者雇用の啓発
- 就労支援機関の充実強化
 - ・地域生活に不可欠な日中活動系サービスの提供基盤の確保・充実（今回追加）
- 関係機関の連携強化

5 障害福祉サービスの見込量と確保策

第2期計画の実績等を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの各年度における障害福祉サービス（居宅介護、就労移行支援、グループホーム等）の見込量を定める。この見込量は実績及び障がいのある人のニーズを市町村及び圏域単位で十分検討を加えて作成。

6 障害者支援施設の必要入所定員総数

施設入所者の社会的自立や地域生活への円滑な移行につながる社会生活能力を高める支援を推進することを基本とし、障がいのある人のニーズを踏まえ、第2期計画の実績、事業者の新体系への移行及び市町村における検討等を行い、第3期計画における必要入所定員総数を設定
(単位：人)

	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画	1,147	1,086	1,023	1,010	997	984
実績	1,186	1,146				

7 障害福祉サービスに従事する者の確保、資質の向上等

- サービス提供に係る人材の確保
 - ・多様なライフスタイルに応じた福祉・介護労働環境を整備しキャリアアップしていける仕組みを検討
- サービス提供に係る人材の研修

- ・サービス提供責任者等に対する専門研修の実施による資質の向上
 - ・介護職員等によるたんの吸引等の研修の実施（今回追加）
 - ・強度行動障がいのある者を支援する人材育成のため、国の研修への費用助成（今回追加）
- 障害福祉サービス等の事業所に対する第三者の評価
○コンプライアンスの遵守（今回追加）

8 障がいのある人の権利擁護

- 平成24年10月に施行される「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、県に障害者権利擁護センターとしての機能整備、協力体制の整備

9 県が実施する地域生活支援事業（主な内容）

- (1) 専門性の高い相談支援事業
- 聴覚障がい者相談員設置事業
 - 高次脳機能障がい支援普及事業
- (2) 広域的な支援事業
- 相談支援体制整備事業
 - 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業（旧精神障害者地域移行支援特別対策事業）
 - ・在宅の精神障がい者の入院を防ぎ、地域生活を可能とするため、多職種チームによる未治療や治療中断者への訪問支援（アウトリーチ）の実施を支援（今回追加）
- (3) 障がい者福祉従事者研修事業
- ・同行援護従事者養成研修（今回追加）、地域移行支援研修（今回追加）、介護職員等によるたんの吸引等研修（今回追加）
- (4) 情報支援等事業
- 障がいのある人のためのパソコンボランティア養成・派遣事業（今回追加）
- (5) スポーツ振興事業
- ・スポーツフェスティバルの開催（今回追加）
 - ・公共スポーツ施設のバリアフリー化を推進（今回追加）

10 県が独自に実施するその他の主な地域生活支援に関する事業（主な内容）

- 地域生活支援事業（市町村地域生活支援事業費補助金）
- ・市町村の地域生活支援事業について、国庫の不足により市町村に過大な負担が生じないようその経費の一部（事業費の1/4）を補助し、市町村の主体的な取組を促進
- 災害時要援護者支援事業（今回追加）
- ・東日本大震災での課題を踏まえ、平成17年策定の「災害時要援護者に配慮した市町村防災マニュアル策定指針」の見直し

11 今後の予定

- ・パブリックコメントを実施（1月下旬～2月下旬）
- ・パブリックコメント等の意見を踏まえた見直し修正案を鳥取県障害者施策推進協議会及び鳥取県地域自立支援協議会で検討（3月上旬）
- ・3月の福祉生活病院常任委員会にパブリックコメントの結果反映等について報告

【参考】 鳥取県における障がい児・者等の現状 （単位：人）

圏域	人口	身体障がい児・者	知的障がい児・者	精神障がい者	発達障がいのある児童・生徒数	合計
東 部	238,623	11,903	2,100	4,319	/	18,322
中 部	107,262	5,436	925	2,095		8,456
西 部	238,848	13,383	1,824	5,918		21,125
計	584,733	30,722	4,849	12,332	1,127	49,030
人口比		5.3%	0.8%	2.1%	0.2%	8.4%

※人口は平成23年9月1日現在推計人口

※身体障がい児・者、知的障がい児・者は、平成23年3月末日現在の手帳所持者数

※精神障がい者数は平成22年6月30日現在の入院患者数と平成23年3月末日現在の通院医療費公費負担患者数の合計

※発達障がいのある児童・生徒数は、平成23年9月1日現在（特別支援教育課資料より）

鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン（平成24～26年度）（鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画）の策定状況等について

平成24年1月20日 長寿社会課

1 第5期計画策定に係る委員会等の開催状況及び今後のスケジュールについて

第5期計画の策定に当たって、現在まで下記のとおり計画策定委員会や市町村連絡会等を開催して、策定作業を進めているところ

今後、パブリックコメントや住民説明会を開催し、県民の皆さんからの意見を踏まえた上で、3月に第5期計画を確定する予定

なお、現在、各市町村においても同様に計画策定の作業を進めているところであり、第5期の介護保険料については市町村の計画策定委員会や議会の議論を踏まえた上で決定する予定（3月頃）

●第5期介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会

項目	時期	開催内容
第1回	23年6月20日	委員長等の選任、高齢化等の現状把握
第2回	23年9月14日	具体の施策検討
第3回	23年10月19日	具体の施策検討
第4回	24年2月1日	第5期県計画(素案)等について(予定)
第5回	24年3月下旬	第5期県計画の決定(パブリックコメント等を踏まえて)(予定)

●第5期計画策定に係るその他の検討

時期	開催内容等
22年10月27日	第5期介護保険事業(支援)計画の策定準備に係る全国会議
22年11月5日	第5期介護保険事業(支援)計画の策定準備に係る市町村連絡会
23年6月13～14日	第1回市町村連絡会
23年7月11日	第5期介護保険事業(支援)計画の策定に係る全国会議
23年7月14日	第2回市町村連絡会
23年8～9月	市町村と県福祉保健部との意見交換会
23年10月5,6日	第3回市町村連絡会
23年10月19～25日	第4回市町村連絡会(見込量・保険料に係る市町村ヒアリング)
23年11月8日	サービス量見込・保険料推計に係る厚生労働省ヒアリング
24年1月20日	県議会常任委員会へ計画概要の報告
24年1月下旬～2月下旬	パブリックコメントの実施(予定)
24年2月中旬	住民説明会の実施(予定)
24年3月末	第5期計画の完成(予定)

2 第5期計画の概要について

別紙のとおり

鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン（案）

（平成 24～26 年度）

～みんなでやらいや「とっとり福祉のまちづくり」～

（鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画）



1. プランの位置づけ

老人福祉法第 20 条の 9 及び介護保険法第 118 条に基づく老人福祉計画及び第 5 期（平成 24～26 年度）介護保険事業支援計画

※3年を1期とする計画を都道府県が定めるよう法律に規定

2. プランの特徴と見直しのポイント

- ◎ 健康な方、介護や支援が必要な方などすべての高齢者が住み慣れた地域で生活を送っていただけるための具体の施策を盛り込みました。（「鳥取県の将来ビジョン」やその他の福祉保健医療計画の方向性・取組と整合）
- ◎ 介護支援ボランティアの導入促進など、地域住民が主役となった支え愛のまちづくりを展開していきます。
- ◎ 特別養護老人ホームなどの施設整備について、地域間のバランス等を踏まえ適切に整備することとします。
※ 第3期（18～20 年度）計画、第4期（21～23）計画においては、17 年度までの施設整備状況や国の参酌標準（施設の利用者数は要介護 2～5 の人数の 37%以内を目指す）を勘案し施設整備をしないこととしていたものを、施設待機者等の実態を踏まえ方針転換
- ◎ 施設サービス以外にも、在宅で安心して必要なサービスが受けられるよう医療・介護連携を更に推進していきます。

3. 計画の基本目標

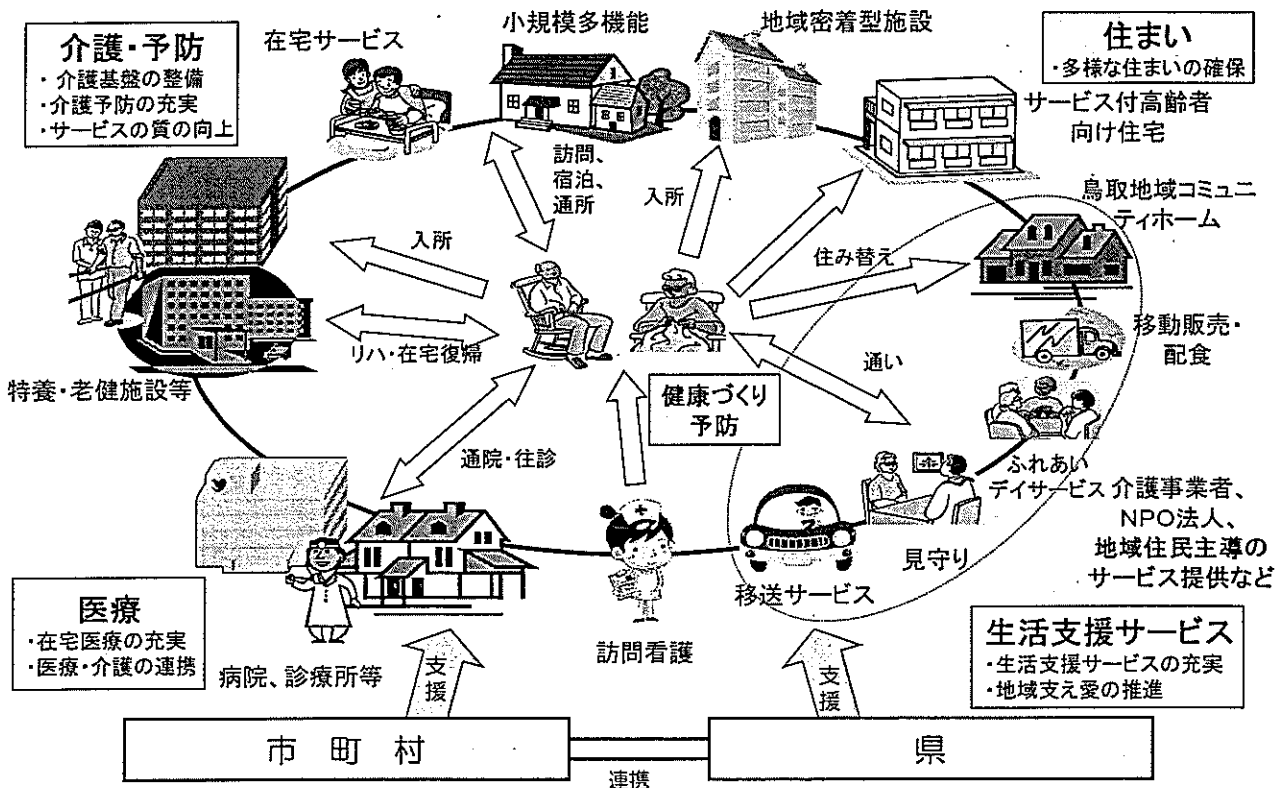
少子高齢化や要介護（要支援）者、認知症高齢者数の増加など、今後の高齢者を取り巻く現状や基本理念を踏まえ、地域で暮らし続けたいと願う高齢者の視点に立ち『鳥取型地域生活支援システム』の構築を推進します。

鳥取型地域生活支援システムは、地域における高齢者等が要介護状態にあるか否かを問わず、可能な限り、引き続き住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていけるよう、病院・診療所や介護サービス事業者を中心に、民生委員や老人クラブ等の地域資源の活用、地域住民組織や地域住民が主体的に支援の輪に参加することにより、高齢者等の地域生活を支えていくシステムです。

このシステムを構築するためには、県・市町村はもとより、病院・診療所、介護サービス事業者、地域住民が、それぞれ自分の役割を認識し、連携し合っていくことが必要です。

鳥取型地域生活支援システムのイメージ

○ 地域住民の主体的活動と医療・介護保険サービスなどを組み合わせた鳥取型地域生活支援システムの構築を目指す。



4. 施策の体系と主な取組内容

～鳥取型地域生活支援システムのコンセプト～

地域における高齢者等が要介護状態にあるか否かを問わず、可能な限り、引き続き住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていけるよう、介護サービス事業者や病院・診療所を中心に、民生委員や老人クラブ等の地域資源の活用、地域住民組織や地域住民が主体的に支援の輪に参加することにより、高齢者等の地域生活を支えていくシステムの構築を目指します。

① 生き生きと元気に暮らす高齢者を支援するために (高齢者の健康づくりと生きがいづくり、介護予防の推進)

☆高齢者自らが健康づくりを实践

高齢者自らが無理のない範囲で身体活動やこころの健康づくりに取り組めるよう、県・市町村が一体となって健康づくりに向けた環境を整備していきます（因伯シルバー大会、ねんりんピックへの参加、シニア作品展の開催等）。

☆高齢者の生きがいづくり、とっとりシニア人材バンクの充実など人材活用の推進

高齢者の活躍の場を促進するため、活躍の場を求める高齢者と高齢者の力を必要とする人・団体に情報提供等行ったり（とっとりシニア人材バンク）、高齢者が長年培ってきた知識・技能を活かして活動されている方を顕彰します（とっとりシニアの達人制度）。

また、高齢者が社会貢献のためや介護保険料の軽減のために行う介護支援ボランティア制度の導入・促進に努めます。

☆要介護状態とならないための介護予防の充実

市町村が行う介護予防事業の充実を支援するとともに、住民の自主的な介護予防活動を推進します。

☆地域包括支援センターの機能強化

高齢者の心身の健康保持と生活安定のために必要な援助を行う地域包括支援センターがより一層機能を果たせるよう地域ケア会議の充実を図るとともに、センター職員の資質向上に取り組めます。

② 地域住民が主役となって高齢者を支えるために (支え愛まちづくりの展開)

☆見守り、配食、買い物など多様な生活支援サービスの確保

独り暮らしの高齢者など援護が必要な方の平常時の見守りや緊急時における避難態勢を確保するため、民生委員等の見守りマンパワーの活動の充実を図っていきます。

また、とっとり地域「支え愛」基金を創設して、市町村と県が連携しながら市町村社協やNPO法人が取り組む「支え愛」活動を支援します。

☆地域住民が主体となった新たな住まいや居場所づくり

地域住民がつながりを求めており、地域の高齢者を支えていくため、地域住民が主体となって高齢者を支える住まい（コミュニティーホーム）や、既存の施設や公共施設等を活用した日中の見守り、引きこもりの高齢者に対して自宅を訪問し配食等の日常生活を支援するモデル事業を実施し、県内への普及促進を図ります。

☆高齢者の権利擁護の体制づくり

高齢者虐待を防止・早期発見・解決するため、市町村の高齢者虐待に対応する体制整備を促進・支援します。

また、資産や身寄りのない高齢者、虐待が関係している成年後見の申立てなど市町村のみで対応が困難な事案に対応するため、東中西部の各圏域に専門家を常時配置する成年後見支援センターの設置を目指し、高齢者の権利擁護体制の確保を図っていきます。

③ 介護や支援が必要な方が安心してサービスを受けられるために (介護基盤の整備)

☆定期巡回・随時対応型サービス等の創設など在宅サービスの充実

介護保険法の改正により、新たに24年度から創設される医療的ケアも組み込んだ「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「複合型サービス」の普及促進を進めます。

☆特別養護老人ホームなどの介護拠点の整備

第5期計画期間中の介護保険施設の整備は、各市町村の実態を踏まえた上で、市町村と連携して、圏域ごとのバランスを踏まえた施設整備を推進します。

☆在宅医療の推進、医療的ケアが必要な方に適切なサービスが提供できる体制の整備

治療や療養を必要とする方が、通院困難な状態にあっても居宅等の生活の場で必要な医療を受けられるように、県医師会と一体となって、医師相互やケアマネジャーとの連携を図り、在宅医療にスムーズにつなげるための退院前カンファレンスを推進します。

また、在宅で安心して暮らしていくにあたって、訪問看護が担う役割は大きいことから、鳥取県看護協会と連携して、訪問看護のネットワーク化や、広く県民や高齢の方、医師、ケアマネジャー等介護保険に携わる方々に訪問看護を理解していただくため、訪問看護を支援する取組を実施していきます。

☆地域における看取りの推進

高齢者にとっては、自らの人生を締め括ることが、80年～90年と生きてきた人生の集大成であり、最期の姿に誇りをもって、人生を終えたいと願っています。

それぞれの人生にふさわしい形で最期を迎えられるよう、地域における看取りの体制を構築するため、医師会等関係機関と協力し、その方策を検討していきます。

☆介護職員によるたん吸引等の実施や介護職員を対象とする専門研修など介護サービスの質の向上

たんの吸引や経管栄養が必要な高齢者が安心してサービスを受けられるよう介護職員によるたんの吸引等を実施するための研修を実施するとともに、そのほか現場のニーズに応じた介護職員を対象とする専門研修を実施し、介護サービスの質の向上を支援します。

また、介護の現場で働く職員の確保に向け、各種の就業支援や働きやすい職場環境づくりを推進していきます。

☆鳥取型地域生活支援システムを担う人材育成

鳥取型地域生活支援システムの基礎固めをするためには、何よりも重要なのはそれを担う人材です。全国的に見て、地域包括ケアの先進地と言われる地域では、市町村、事業者、地域にキーパーソンとなる者がいて、その地域の地域包括ケアをリードしています。こうした人材を育成するために、国内先進地のキーパーソンを鳥取県内に招き、市町村、事業者、地域住民を対象とした研修を実施します。

※具体的な取組内容の詳細は、素案に掲載

岡山大学病院三朝医療センターの存続について

平成24年1月20日
医療政策課

岡山大学病院三朝医療センターの存続について、岡山大学が検討された結果等について報告します。

1 岡山大学の検討結果

平成23年12月19日に岡山大学の役員会が開催され、次の3点を基本方針とする岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会からの提言を原案どおり受け入れることが正式に承認された。

1. 三朝医療センターの医療機能については、入院患者の受入れ先確保など体制を整備して平成24年4月1日を日途に入院機能を休止するが、地域の強い要望を踏まえ、三朝医療センターとして組織を存続させ、外来診療を継続する。
2. 医療機能を補完するため、鳥取県中部医師会に支援を要請し、隣接する三朝温泉病院との連携を進める。
3. 地球物質科学研究センターにおける地球物質科学の研究を医療分野と融合させ、研究機能の充実・発展を推進し、もって地域への貢献を図る。

2 県の対応

岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会が提言した内容を踏まえ、次に掲げる事項が確実なものとなるよう、引き続き関係先に働きかけを行う。

- ・三朝医療センターの入院患者をはじめとする利用者が切れ目なく必要な医療を受けられるよう体制を円滑に移行すること。
- ・岡山大学の地球物質科学研究センターの物質科学と三朝医療センターの医療機能が連携し、温泉医療研究の新たな発展を期する構想を具体化し、実現すること。

[関係先への要望]

平成23年12月20日 文部科学省に対して岡山大学への支援を要望

12月27日 岡山大学に対して、上記内容の着実な実行を要望

[検討の経過]

7月26日 第1回岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会開催。

(内容)

- ・岡山大学内部に設置された三朝医療センター将来計画会議の検討の結果(平成23年6月20日決定)について岡山大学病院長から説明。
＝経営面及び医師派遣が難しい点から早急に縮小・廃止すべき。
- ・単なる要望だけではそのまま存続は困難。より具体的な検討が必要
→ワーキンググループを立ち上げ、検討。
- ・ワーキンググループの検討後、委員会で結論をまとめる。委員会の結論を参考にしながら最終的には大学が判断を下す。

8月17日 第1回岡山大学病院三朝医療センターの将来に関するワーキンググループ開催。

[地元委員から提案された意見]

- 1) 呼吸器系の医師確保について(中部で貴重な呼吸器系疾患の医師の継続的確保)
- 2) 三朝温泉病院との連携について
- 3) 診療施設(所)・研究施設、教育研究施設として残すことについて
- 4) 大学全体として考えた特色ある施設(拠点)への転換について
- 5) 観光客が利用可能な自由診療等を導入することによる経営改善について

10月18日 第2回ワーキンググループ開催。第1回ワーキンググループにおいて地元委員から提案された意見等を検討。

- 12月6日 第2回岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会開催。岡山大学長への提言をとりまとめ。
- 12月19日 岡山大学の役員会開催。岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会の提言を原案どおり受け入れることを正式に承認。

[国等への要望の経過]

- 7月26日 三朝医療センターの存続について文部科学省に要望
(知事、県議会議長、三朝町長→林政務官
部長→磯田高等教育局長)
- 10月4日 三朝医療センターの存続について岡山大学及び岡山大学病院に要望。
(県議会議長、県議会福祉生活病院常任委員会委員長→岡山大学長及び岡山大学病院長)
- 10月6日 三朝町、中部地区行政振興協議会と連携し、岡山大学及び岡山大学病院に要望。
(藤井健康医療局長→岡山大学長及び岡山大学病院長)
- 10月13日 文部科学省に要望
(知事、県議会議長、三朝町長→中川正春文部科学大臣
部長→磯田文部科学省高等教育局長、村田文部科学省高等教育局医学教育課長)
- 12月20日 文部科学省に要望
(知事、三朝町長→奥村展三文部科学副大臣
部長、三朝町長→村田文部科学省高等教育局医学教育課長
部長、健康医療局長→倉持文部科学省研究振興局長)
- 12月27日 岡山大学に要望
(藤井健康医療局長、三朝町長→岡山大学長)

岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会からの提言

本委員会は、岡山大学病院としての意見として取りまとめた、岡山大学病院三朝医療センター将来計画会議による『三朝医療センターの将来について』（平成23年6月20日）を受け、三朝医療センターの将来に関する諸問題を審議し、解決に向けて地域の意見・要望との調整を行うことを目的として、平成23年7月1日に設置された。

第1回委員会は平成23年7月26日（火）に開催され、岡山大学病院側から三朝医療センターに関するこれまでの経緯、現状及び今後の縮小・廃止を基本とした将来計画と、平成19年2月に示された『三朝医療センター将来構想委員会答申』を踏まえて同センターが行ってきた取り組みの概要について説明され、また、地域の有識者として選出された委員からは、センターが地域医療や観光の面で果たしてきた役割や、存続を願う地域からの要望などの説明があった。委員会では、同センターの果たしてきた機能を可能な限り残しながら、同センターの危機的状況を解決するための現実的かつ具体的な方策、そして同センターの今後のあり方について幅広い方向性で検討していくこととなり、広く地域の意見を採り入れ、また能率的に意見交換を行い検討を迅速に進めるため、委員会の下に地域等の有識者及び岡山大学病院の教職員で構成するワーキンググループを設置して検討を行うこととした。

続いて、「三朝医療センターの将来に関するワーキンググループ」は、清水信義岡山労災病院長を座長として三朝地区において2回（第1回：8月17日（水）、第2回：10月18日（火））の会議が開催された。ワーキンググループでは、現状の組織形態を維持したままの存続は困難であり、より発展的な可能性を模索すべきであるとの共通認識に立ち、中村栄三地球物質科学研究センター教授から提案された地球生命物質科学研究所の設置構想を中心に研究分野に重点を置いた発展的な将来像について意見が交わされ、メーリングリストを活用した調整の結果、『三朝医療センターの将来に関するワーキンググループからの提言』（平成23年11月）としてまとめられ、委員会に提出された。

第2回委員会は平成23年12月6日（火）に開催され、ワーキンググループからの提言を踏まえた審議が行われた。審議過程では、医師確保の問題、また経営面の問題に対する抜本的な改善策が見出せないことから、岡山大学病院としては当初の提案どおり三朝医療センターの縮小・廃止を希望する旨の説明があったのに対し、地域の委員からは、入院診療の継続が困難であることは理解できる面があるが、医療機能を完全に廃止することは受け入れ難いこと、中村教授からの提案について、岡山大学における今後の意思決定過程でも最大限に尊重願いたいこと等の意見があった。

種々意見交換の結果、岡山大学病院としては医療機能を残すことで相当の負担が残ることとなるが、地域の意向を尊重し、入院機能を休止した上で三朝医療センターを存続させる方向で調整が行われ、最終的に次の3点を基本方針として岡山大学長に三朝医療センターの将来に関する提言を行うことをもって委員会としてのまとめとした。

《三朝医療センターの将来に関する基本方針》

1. 三朝医療センターの医療機能については、入院患者の受入れ先確保など体制を整備して平成24年4月1日を目途に入院機能を休止するが、地域の強い要望を踏まえ、三朝医療センターとして組織を存続させ、外来診療を継続する。
2. 医療機能を補完するため、鳥取県中部医師会に支援を要請し、隣接する三朝温泉病院との連携を進める。
3. 地球物質科学研究センターにおける地球物質科学の研究を医療分野と融合させ、研究機能の充実・発展を推進し、もって地域への貢献を図る。

本委員会は、以上の3点を支柱として、発展的な三朝医療センターの今後のあり方を決めることが地域及び社会に貢献する可能性を持つものと考え、提言を行うものである。また、今後の過程において、岡山大学病院、鳥取県、三朝町、地域医師会の意向を踏まえ、総合的な判断が行われることを期待したい。

平成23年12月

岡 山 大 学 長 殿

岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会
委員長 許 南浩

岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会 構成委員

委員長	岡山大学理事（企画・総務担当）	許 南浩
委員	岡山大学理事（財務・施設担当）	北尾 善信
委員	岡山大学理事（病院担当）	槇野 博史
委員	三朝町副町長	森脇 光洋
委員	鳥取県福祉保健部健康医療局長	藤井 秀樹
委員	鳥取県中部医師会長	池田 宣之
委員	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科長	谷本 光音
委員	岡山大学病院消化器内科長	山本 和秀
委員	岡山大学病院整形外科長	尾崎 敏文
委員	岡山大学病院三朝医療センター長	光延 文裕
委員	岡山大学病院看護部長	保科 英子
委員	岡山大学病院事務部長	小西 竹生
委員	岡山大学三朝地区事務部長	松原 俊雅
委員	岡山労災病院長	清水 信義